

【将来像】

1. 丸亀市の将来像

丸亀市は、合併により自然や歴史・文化といった地域資源がより一層充実し、それらを培ってきた人や地域のつながりも大きく広がりました。まちのシンボルである飯野山、土器川とその周りに広がる田園は、讃岐の山並みへと続き、穏やかな瀬戸内海には島々が点在しています。

また、温暖な気候風土は、産業を振興させ、人々の暮らしを豊かにし、まちを発展させるとともに、丸亀城をはじめとする歴史遺産や伝統、文化を育んできました。

この多様な地域特性と恵まれた気候、そこから生まれた文化などの豊かな風土をみんなの財産として守り育てながら、心豊かで快適な生活ができるまちづくりをめざして、「新市建設計画」をもとに、本市の将来像を

『自然と歴史が調和し 人が輝く田園文化都市』

とします。

2. まちづくりの基本理念

市民一人ひとりがまちづくりの主体となって、「丸亀市自治基本条例」に掲げる自治の基本理念である「お互いに個人として尊重されるとともに、自らの意思と責任に基づいて主体的に行動すること」を基本とし、まちづくりに関わるすべての主体が、協力してまちを創り上げる「協創（きょうそう）」をキーワードとし、「人と人の協創」、「自然や歴史、まちの協創」、「市民と行政の協創」により、人が輝くまちを創ります。

～協創でつながるまち 丸亀～

将来像：自然と歴史が調和し 人が輝く田園文化都市

まちづくりの基本理念：～協創でつながるまち 丸亀～

人と人の協創：地域に住む一人ひとりが、自らの知恵や能力、技術を提供し合い、お互いに協力し、助け合いながら、いきいきとした元気のあるまちをめざします。

自然や歴史、まちの協創：自然・歴史・文化・まちの賑わいなど、各地域の財たからを活かし、それらをつなぎ交流をはかることで、個性と魅力にあふれたまちをめざします。

市民と行政の協創：市民、地域コミュニティ、NPOなどと行政が、互いの役割と責任を自覚し、力をあわせて暮らしやすく快適なまちをめざします。

3. 行政運営の方針

将来像の実現に向けた、市の取組姿勢としての行政運営の方針を以下のとおりとします。

● 一体的発展と融和

本市の資源と多様な地域特性を活かしながら、一体的な発展と融和を図り、市民一人ひとりがまちに愛着を持ち、夢と誇りを育むことができるまちづくりを進めます。

●安全・安心の確保

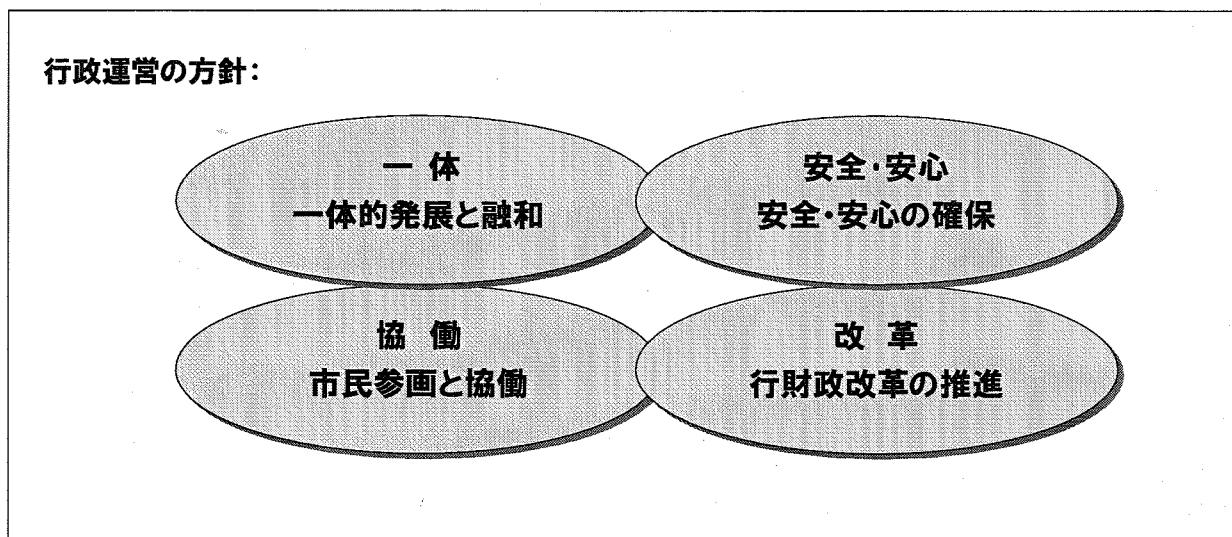
安全に、かつ安心して暮らることは市民共通の願いです。子どもからお年寄りまで、住みなれた地域で健やかに、安らぎを感じることのできるまちづくりを進めます。

●市民参画と協働

市民参画と自発的かつ自主的に行われる市民活動を促進することにより、市民が主体的に取り組むまちづくりを進めます。

● 行財政改革の推進

行政改革推進の指針となる「丸亀市行政改革大綱」をもとに、市民の視点にたち、真に必要なサービスを最少の経費で最大の効果が上げられるよう、より効率的な行財政運営を進めます。



【自治基本条例と総合計画の関連図】



4. 土地利用の考え方

市全体の調和とバランスのもと、多様な地域特性を活かし、人と自然が調和した土地利用を図ります。

①市街地ゾーン

市街地については、土地の高度利用を図り、商業、文化、生活機能の集積をめざし、地域に適したサービスを実現します。

②田園居住ゾーン

適正な開発を誘導するとともに、良好な田園環境を維持しながら、都市的土地区画整理事業と農業的土地区画整理事業の調和を図ります。

③臨海ゾーン

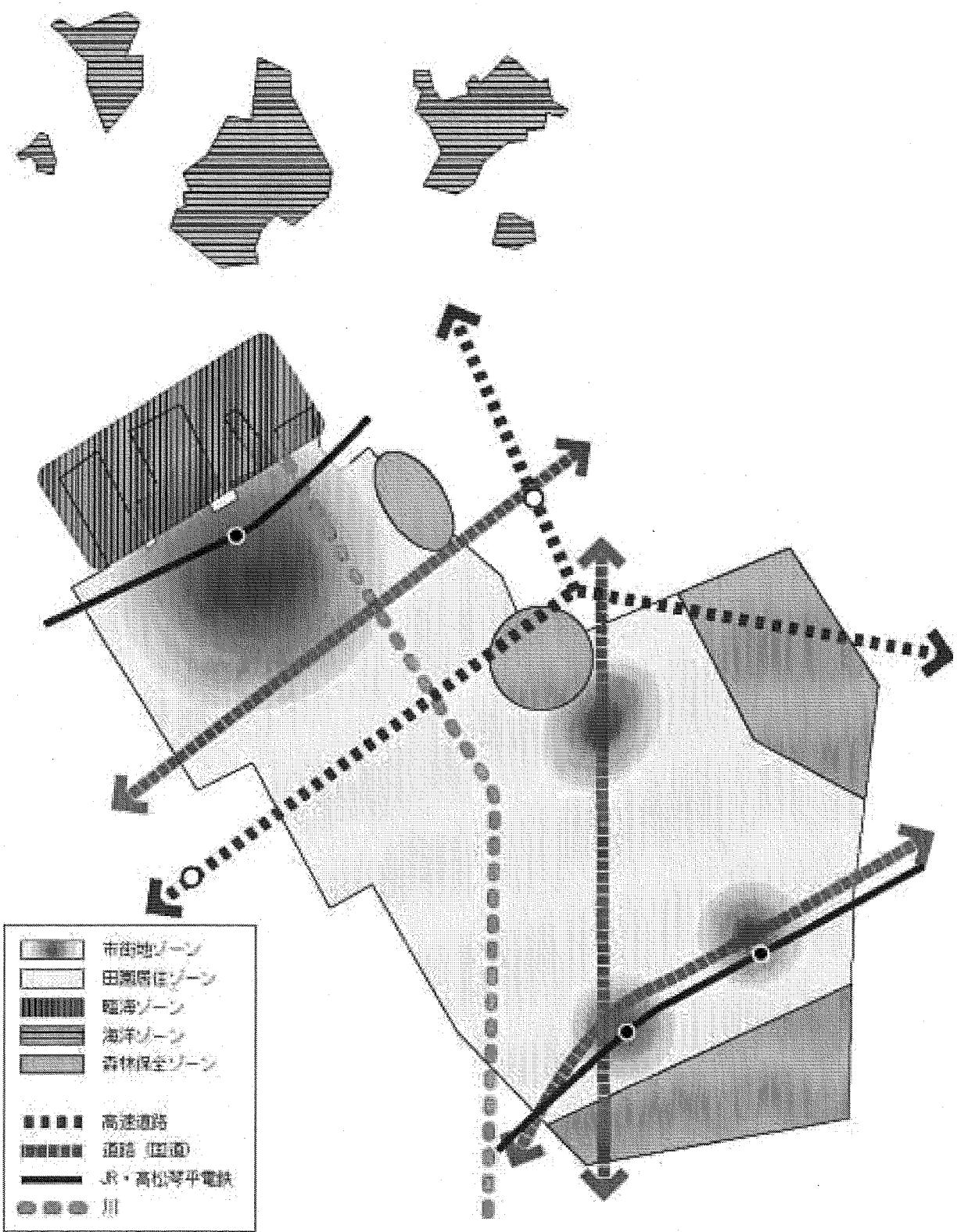
臨海地区については、港湾、工業地として今後も維持発展に努めるとともに、工場移転が行われた地区などについては、地区特性に応じた土地利用の転換を図ります。

④海洋ゾーン

瀬戸内海国立公園の一部となっている島しょ部については、海とのふれあいを深めることで親水空間の形成を図ります。

⑤森林保全ゾーン

貴重な自然として残されている森林空間については、保全を図るとともに、市民と自然のふれあいの場として活用していきます。



5. 政策の柱

丸亀市の将来像を実現するため、以下の5つの政策の柱を掲げます。

I 身近な自然と歴史文化を未来に伝えるまちを創る

- ・豊かな自然は、市民生活にやすらぎや恵みを与えており、これを守っていくことが重要です。
- ・地域に息づく歴史や伝統文化は、市民のまちへの愛着を育んでおり、これを守り、未来に伝え、そして新たな文化へと高めていくことが重要です。
- ・そこで、多様な自然を大切にし、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を進めます。また、地域の歴史・文化を学び、活かしながら、未来に伝えるまちづくりを進めます。

II 日常生活が営みやすくにぎわいと活力のあるまちを創る

- ・すべての人々が住み続けたいと思うまちとするためには、日常生活がより便利で、より楽しいものであることが必要です。
- ・地域の活力を維持していくためには、身近なところに雇用の場があり、働きやすい環境があることも重要です。
- ・そこで、日常生活が便利で快適なまちをつくるとともに、いきいきと働き、集い、交流できるまちづくりを進めます。

III 誰もが健康で安心して暮らせるまちを創る

- ・近年、頻発する自然災害や凶悪な犯罪に対し、市民の日常生活における不安が高まっており、災害や犯罪から人や地域を守ることが非常に重要となっています。
 - ・高齢社会においては、いつまでも健康が維持され、いざという時の迅速な救急救命に対する安心感が、より一層求められています。
 - ・そこで、暮らしの安全を確保するとともに、防災体制を強化し、災害に強いまちづくりを進めます。
- また、すべての市民が心身ともに健康で、ともに支え合う地域福祉を推進します。

IV 心豊かな人が育ち誰もが生きがいを感じるまちを創る

- ・未来を担う子どもたちが、元気で心豊かに成長するためには、地域とのふれ合いを通じて育てていくことが大切です。
 - ・市民がいつまでも暮らし続けたいと感じるためには、お互いを認め合うとともに、家族や仲間とのふれ合いを通じて、それぞれの生きがいを育てていくことが重要です。
 - ・そこで、未来を担う子どもたちが生きる力を身につけ、健やかに成長できる環境を整えるとともに、子育てを支援します。
- また、お互いを尊重し合いながら、誰もが生涯を通じて生きがいをもって暮らすことができるまちづくりを進めます。

総合計画実現のために

V 自治・自立のまちを創る

- ・地方分権時代の新しいまちづくりのためには、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、自らの責任と努力でまちづくりを進めることができます。
- ・厳しい財政状況を克服するためには、限られた財源や人材を活かし、改革を進めることによって、持続可能な自治の基盤を確立することが求められています。
- ・そこで、市民と行政の情報交流を促進し、相互信頼と連帯に基づいた市民参画と協働のまちづくりを進めるとともに、健全な行財政基盤を確立します。